

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成25年 5月28日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

情報媒体のデータ消去処理委託 ①磁気媒体 2,284kg (DVD:25,000枚、LT0:2,870本
FD:1,000枚、DAT:500本、USB:2,800本)
②HDD 413kg (118本)

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 履行期限 (※データ消去証明書の納入期日)

平成25年6月28日 (金)

(4) 見積競争方法

契約はデータ消去から廃棄までの1kgあたりの単価契約とする。(廃棄媒体の引き取り費用及びその他全ての費用も単価に含むものとする。)

見積金額は、対象廃棄物(磁気媒体・HDD)それぞれの契約希望単価(税抜)を明示のうえ、上記(1)の予定数量を乗じた金額の合計とする。

なお、見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

2 見積書の提出場所等

(1) 見積書等提出先及び仕様書配付場所

〒102-8575 東京都千代田区九段北4-2-1
全国健康保険協会経理グループ 担当 中澤 尚弘
電話 03-5212-8214 (直通)
(※仕様書はホームページ上でダウンロード可)

(2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

全国健康保険協会システムグループ 担当 稲葉 電話 03-5212-8218 (直通)

(3) 見積書等提出期限

日 時 平成25年6月3日 (月) 午前11時00分

※郵送の場合も上記日時までに必着とする。

3 その他

(1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び26条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供等」のA,B,C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) プライバシーマーク、ISO/IEC27001(ISMS)、「一般貨物自動車運送事業免許状」の全てを

有していること。（※見積書提出時に資格確認のとれる書類を併せて提出すること。）

- (4) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (5) 数量については、あくまで予定であり数量の増減について異議を述べることは出来ないものとする。

- (6) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (7) 見積結果は当協会受付前に掲示する。（※決定業者には別途連絡する。）

仕 様 書

全国健康保険協会本部 情報媒体のデータ消去処理業務

平成 25 年 5 月

全国健康保険協会

1. 概要

全国健康保険協会システムのバックアップ処理において使用回数を越えて使用不可能になった媒体等があるため、媒体のデータ消去処理を実施することとする。

2. 委託内容

当協会が保有する媒体の回収及びデータ消去。
対象の媒体は以下の場所に保管されているため、回収のうえデータ消去処理を実施すること。

媒体保管場所：・神奈川県川崎市内
・東京都千代田区内
(詳細の住所は別途連絡する)

3. 数量

- (1) CD・DVD：約 25,000 枚
- (2) LTO：約 2,870 巻
- (3) HDD：118 巻
- (4) FD：約 1,000 枚
- (5) DAT テープ：約 500 個
- (6) USB メモリ：約 2,800 本

4. 納品物

データ消去処理が全て完了したら、当協会に「データ消去証明書」を納入すること。データ消去証明書には作業情報（処理数量、処理品目、作業日時、データ消去方式等）が記載されていること。

5. 納品時期

平成 25 年 6 月 28 日（金）

6. 委託条件

- (1) データ消去方式
物理的破壊や電磁的破壊等、復元不可能なデータ消去方法を採用すること。
電磁的破壊を実施する場合は、3 回以上のデータ消去を実施することとし、作業実施後、チェックシート等でデータ消去を確認すること。
- (2) データ消去後の媒体について
データ消去実施後は、受託業者の責任において媒体の処分をすること。

- (3) 認定・事業許認可について
受託者は「プライバシーマーク」、「ISO/IEC27001 (ISMS)」、「一般貨物自動車運送事業免許状」を全て取得していることを条件とする。
- (4) 作業方式の提示について
見積書提示の際は、データ消去までの作業方式(運搬方法、媒体保管方法)やデータ消去方式、セキュリティ対策、作業場所等が記載された資料も提示すること。
- (5) 媒体回収時の管理
媒体回収時は専用車両で回収のうえ、回収箱をバーコード付きシール等で管理する措置をとること。また、回収時の専用車両は盗難防止装置など施設管理が十分に施されているものとする。
- (6) セキュリティ管理について
データ消去の処理施設は、24時間365日稼働する監視カメラが設置され、作業状況の把握が可能であること。また、処理施設への入退室の際はIDカード、静態認証、パスワード等による管理が行われており、アクセス管理が出来るようになっていること。
- (7) セキュリティ教育について
個人情報取り扱いに関する教育・研修を実施していること。
- (8) 作業立地について
データ消去を実施する処理施設は日本国内であることし、所在地について委託者に開示すること。
- (9) 再委託の禁止
原則、再委託は禁止とする。ただし、当協会が承認すれば認めることとする。

7. 特記事項

- (1) 本仕様書に基づく全ての作業において、当協会が提供した業務上の情報を第三者に開示、漏洩または提供しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- (2) 委託内容に関する不明な事項については、全て当協会と協議すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず当協会と協議すること。
- (4) 委託者は、受託者に契約違反が判明した場合、または個人情報の漏えい等、受託者の責に帰する事由により委託者に損害を与えた場合、その他受託者の契約違反が判明した場合には、契約解除、指名停止等の処分を行うとともに、損害賠償請求を行うことができる。